

## 実習生が残業した場合の届出について（再掲）

2020年4月より技能実習法の運用要領が一部改訂され、1ヶ月の残業時間が45時間（1年単位の変形労働時間制を採用している企業の場合は42時間）を超えて残業した場合には、機構に対し、1ヶ月以内に【実習計画の軽微変更届】を提出する事が義務付けられました。

現在、外国人技能実習機構の監査等で上記届出が提出されていない指摘が多く出されております。

今後、組合としては、以下の通り全社の届出を行います。

- ① 3ヶ月1度の監査時に賃金台帳を実習生全員分回収します。
- ② 回収した賃金台帳から、直近3ヶ月の残業時間を確認し、規定の時間を超えた場合は組合にて軽微変更届を作成し、外国人技能実習機構へ届出。
- ③ 届出書控えを組合から企業に送付（企業にて保管）

注：軽微変更届が可能な残業の範囲は、36協定（及び特別条項）で定めた残業時間の範囲内です。（平日残業+休日出勤の合計時間で計算します。）  
以下ご注意ください。

- ※36協定で届け出た時間及び回数を超えての残業は違法となります。
- ※特別条項の範囲内であっても、実習生は月80時間以上の残業はできません。（超えた場合は実習生法違反となり、認定取り消しの対象となる場合があります）

令和5年4月1日からは、60時間超の残業割増率も引き上げられ、企業がより細かく従業員の残業時間を管理する体制が求められます。  
1ヶ月の中で定期的に（10日・20日・月末など）実習生の残業時間を確認し、法律を超えての残業は絶対に行わないよう、ご注意ください。

